

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

なお、本委員会は、1 の（3）の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置に係る改正

（1）平成 21 年 6 月に支給する期末手当および勤勉手当の支給割合は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第 21 条第 2 項および第 3 項ならびに第 22 条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

ア 再任用職員以外の職員 1.25 月分（特定幹部職員にあっては、1.1 月分）および 0.7 月分（特定幹部職員にあっては、0.85 月分）

イ 再任用職員 0.7 月分および 0.3 月分

（2）平成 21 年 6 月に支給する福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例第 3 条または福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例第 6 条第 3 項または福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する福井県一般職の職員等の給与に関する条例第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、1.45 月分とすること。

（3）本来平成 21 年 6 月に支給すべきものとして福井県一般職の職員等の給与に関する条例に定められている期末手当および勤勉手当の支給割合と（1）および（2）による期末手当および勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当および勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日